

安心・安全な水を安定的に供給し続けるため、老朽化した水道施設の更新・耐震化を進めてまいりますので、水道料金を令和8年4月1日から平均**25.80%改定**させていただきます。使用者の皆様にはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

■ 現行の水道料金表(2か月毎)

(税抜)

口径	基本料金 (0m ³ ~ 10m ³)		従量料金 (1m ³ 当たりの単価)		
	基本水量	金額	水量 (11m ³ ~ 20m ³)	水量 (21m ³ ~ 60m ³)	水量 (61m ³ ~)
13mm	10m ³	2,400 円	70 円	174 円	205 円
20mm		3,200 円			
25mm		4,940 円			
30mm		4,940 円			
40mm		8,840 円			
50mm		14,820 円			
75mm		27,040 円			
100mm		44,200 円			
150mm		91,000 円			

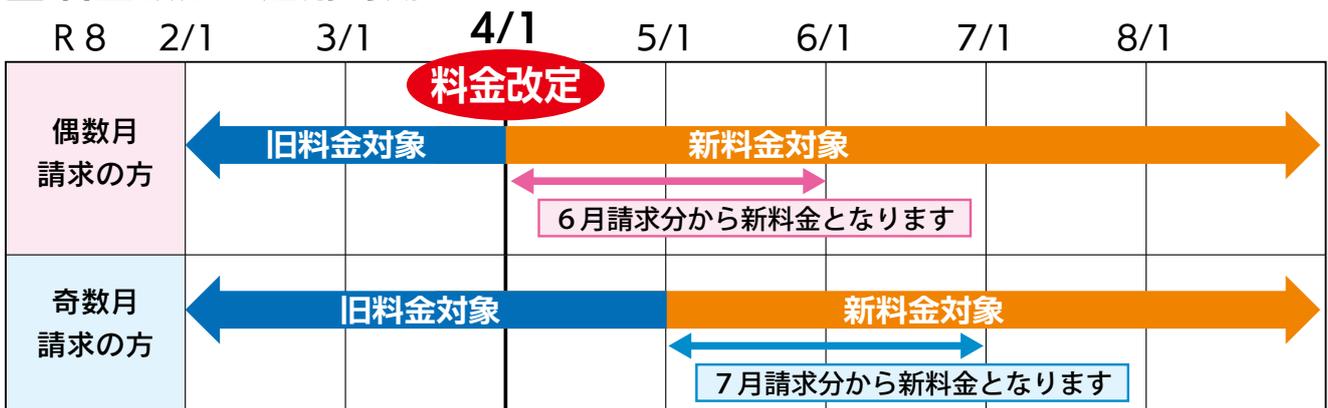


■ 改定後の水道料金表 (2か月毎)

(税抜)

口径	基本料金 (0m ³ ~ 10m ³)		従量料金 (1m ³ 当たりの単価)		
	基本水量	金額	水量 (11m ³ ~ 20m ³)	水量 (21m ³ ~ 60m ³)	水量 (61m ³ ~)
13mm	10m ³	3,020 円	88 円	219 円	258 円
20mm		4,020 円			
25mm		6,220 円			
30mm		6,220 円			
40mm		11,120 円			
50mm		18,640 円			
75mm		34,020 円			
100mm		55,600 円			
150mm		114,480 円			

■ 料金改定の適用時期



■ 計算方法（口径13mmで2か月68m³使用した場合）

基本料金 10m ³ の基本 水量を含む	従量料金			消費税 10%	合計 1円未満 端数 切り捨て
	11～20m ³ 10m ³ ×88円	21～60m ³ 40m ³ ×219円	61m ³ ～ 8m ³ ×258円		
3,020円	880円 + 8,760円 + 2,064円			1,472円	16,196円

■ 早見表（2か月）

（税抜）

使用 水量	口径 13mm			口径 20mm			口径 25・30mm		
	現行料金	改定料金	増加額	現行料金	改定料金	増加額	現行料金	改定料金	増加額
10m ³	2,400円	3,020円	620円	3,200円	4,020円	820円	4,940円	6,220円	1,280円
20m ³	3,100円	3,900円	800円	3,900円	4,900円	1,000円	5,640円	7,100円	1,460円
30m ³	4,840円	6,090円	1,250円	5,640円	7,090円	1,450円	7,380円	9,290円	1,910円
40m ³	6,580円	8,280円	1,700円	7,380円	9,280円	1,900円	9,120円	11,480円	2,360円
50m ³	8,320円	10,470円	2,150円	9,120円	11,470円	2,350円	10,860円	13,670円	2,810円
60m ³	10,060円	12,660円	2,600円	10,860円	13,660円	2,800円	12,600円	15,860円	3,260円
70m ³	12,110円	15,240円	3,130円	12,910円	16,240円	3,330円	14,650円	18,440円	3,790円
80m ³	14,160円	17,820円	3,660円	14,960円	18,820円	3,860円	16,700円	21,020円	4,320円
90m ³	16,210円	20,400円	4,190円	17,010円	21,400円	4,390円	18,750円	23,600円	4,850円
100m ³	18,260円	22,980円	4,720円	19,060円	23,980円	4,920円	20,800円	26,180円	5,380円

■ 水道料金改定の理由

①水道施設の更新

本市の水道施設は、経年劣化が著しく、更新のペースも全国平均より遅れている状況にあり、このままの状態では、管路破損による断水や道路陥没、あるいは浄水・配水施設等の障害による給水停止などにより、市民生活や経済活動に影響が生じる可能性があります。これらの施設の更新には、多額の費用がかかることから、財源の確保が必要です。

②水需要の減少

全国的な少子高齢化に伴う人口減少、節水型社会の進行により水需要が減少しているため、水道料金収入が年々減少しているうえ、水道事業は独立採算制（水道事業の中でお金のやりくり）と受益者負担（利用した人から利用料を徴収）の原則に基づいているため、多額の建設資金が必要な場合であっても、水道事業の収入のみで賄わなければならない、老朽施設の更新費用を賄うことは厳しい状況です。

③北茨城市水道料金等審議会の答申

審議会での審議の結果、市民の皆さんに、安心・安全な水を安定的に供給し続けるためには、財源の確保が必要不可欠であり、現行の水道料金では、健全な水道運営を行っていくことは困難となることが予想されることから、水道料金の改定（引き上げ）はやむを得ないものであるとの答申が出されました。

※下水道使用料については、変更ありません。

お問い合わせ

北茨城市役所 水道部 業務課 料金係
☎ 0293-43-1111 内線112～114